

# 山都町産後ケア事業

～安心して子育てができるよう産後のサポートを利用しませんか～

出産後、「赤ちゃんのお世話の仕方がわからない」、「授乳がうまくいかない」、「出産、育児の疲れで体調がよくない」など、サポートが必要な方を対象に産後ケア事業を実施しています。

## 【利用できる方】

山都町内に住んでいる出産後1年以内のお母さんと赤ちゃんで次の事項に該当する方

- ・感染症罹患や医療行為が必要でない方
- ・お母さんの心身の不調又は育児不安のある方
- ・ご家族等から十分な育児の援助が受けられない方
- ・夜間のサポートが必要な方

## 【事業の内容】

- ・お母さんの身体的ケア及び保健指導、栄養指導
- ・お母さんの心のケア
- ・授乳指導、乳房ケア
- ・育児手技の指導及び相談 など



## 【利用案内】

サービス種別	利用回数・利用料金	実施施設
宿泊型	5泊以内（詳細は裏面参照） 課税世帯 7,000 円/泊 非課税世帯 2,000 円/泊 生活保護世帯 0 円/泊 ※年未年始除く（詳しくは施設まで）	菊陽レディースクリニック まつばせレディースクリニック 市原産婦人科医院 ウイメンズクリニック グリーンヒル ちが産婦人科医院 喫茶子助産院 キヌ助産院 助産院 陽
通所型 3時間以内	5回以内（詳細は裏面参照） 課税世帯 1,000 円/回 非課税世帯 500 円/回 生活保護世帯 0円/回 ※年未年始除く（詳しくは施設まで）	菊陽レディースクリニック まつばせレディースクリニック 市原産婦人科医院 ウイメンズクリニック グリーンヒル ちが産婦人科医院 喫茶子助産院 キヌ助産院 助産院 陽（※） Koga 助産院（※）
訪問型 2時間以内		喫茶子助産院 キヌ助産院 助産院 陽 Koga 助産院

（※）通所型：千寿苑等の公共施設で開設も可能

※ミルク代、おむつ代、交通費等の実費は利用される方の負担となります。

※利用する場合、山都町産後ケア事業利用承認通知書、母子健康手帳、おむつ等を持参してください。また詳細は、利用予定の施設（裏面）に確認してください。

## 【利用施設】

施設名	所在地・連絡先	お知らせ
菊陽レディース クリニック	菊池郡菊陽町新山 2-8-23 096-213-5656	出産後4か月未満までが対象となります。 日曜日・祝日は対応不可
まつばせレディース クリニック	宇城市松橋町松橋 689-1 0964-34-0303	出産後5か月未満までが対象となります。 感染症等の疾病があれば利用できません。
市原産婦人科医院	上益城郡益城町惣領 1487 096-286-7568	出産後3ヶ月未満までが対象となります。 通所型:木、日曜日、祝日は対応不可
ウイメンズクリニック グリーンヒル	熊本市東区戸島西 3-1-100 096-360-5511	出産後3ヶ月未満までが対象となります。 予約制。土・日曜日、祝日は対応不可
ちが産婦人科医院	菊池郡菊陽町大字原水 2951-1 096-232-9131	出産後3ヶ月未満までが対象となります。 通所型:水、木、土、日、祝日は対応不可
喫茶子助産院	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘 1-12-3 080-5189-0969	産後12か月未満までが対象となります。
キヌ助産院	宇城市松橋町松橋 811-7 0964-42-6525	産後12か月未満までが対象となります。 日曜日、祝日は対応不可。 訪問型:宇城エリアに里帰り時のみ対応可。
助産院 陽(ひなた)	阿蘇市一の宮町宮地 6154-10 仙酔峡ハイツ E-1 090-3077-0405	産後12か月未満までが対象となります。 日曜日、祝日は対応不可
Koga 助産院	上益城郡御船町上野 1536 090-6868-0323	産後12か月未満まで(※)が対象となります。 日曜日は対応不可 (※) 自費であれば、24か月未満まで利用可

## 【事業の流れ】

### 1 申請

- ・「山都町産後ケア事業利用申請書兼同意書」をこども家庭センター・各支所に提出してください。
- ・申請の際、保健師等が面接又電話で状況をお伺いします。※母子健康手帳を持参してください。
- ・インターネットでのお申し込みも可能です。URL <https://logofom.jp/form/Fpx6/1263607>



### 2 利用決定・通知

- ・利用が適当と認められた場合は、「山都町産後ケア事業利用承認通知書」を交付します。

### 3 利用施設を予約

- ・「山都町産後ケア事業利用承認通知書」が届いた後、利用したい施設に直接申し込んでください。
- ・日程や持参する物などを確認してください。
- ・予約が取れましたら、必ず予約内容をこども家庭センター(72-1229)に連絡してください。

### 4 施設の利用・支払い

- ・施設の利用、利用終了後、利用者負担金を施設にお支払いください。

#### 【本事業に関するお問合せ先】

山都町役場 健康福祉課 子育て支援係 (山都町浜町6)

電話 72-1229 メール ymt-smile@town.kumamoto-yamato.lg.jp